

寒河江市長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市情報公開条例（平成元年市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第19条の規定に基づき必要な情報を積極的に提供し、市政への理解に資するため、市長交際費の支出に係る情報の公表（以下「交際費公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 交際費公表の内容は、市長交際費の支出に関する次に掲げる事項とする。
ただし、情報公開条例第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当する場合は、これを公表しないものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出内容等
- (3) 支出金額

(公表方法)

第3条 交際費公表は、交際費支出状況（別記様式）に1月ごとの支出状況を取りまとめ、支出した月の翌月の15日までに市のホームページに掲載するとともに、総務課秘書係において閲覧に供することにより行うものとする。

(公表期間)

第4条 交際費公表の期間は、交際費を支出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、交際費公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行し、平成23年3月1日以降において支出する交際費から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。

